注記　【一般会計等】

１．重要な会計方針

（１）有形固定資産等の評価基準及び評価方法
開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。
また開始後については、原則として取得原価とし、再調達原価での評価は行わないこととしています。

（２）有価証券等の評価基準及び評価方法
出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格を以て貸借対照表価額としています。
出資金のうち、市場価格がないものは出資金額を以て貸借対照表価額としています。
ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。
なお、出資金額の価値の低下割合が３０％以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

（３）有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）
定額法を採用しています。

・無形固定資産
定額法を採用しています。

（４）引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金
過去3年間の平均不納欠損率により計上しています。

・賞与引当金
翌年度６月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

・退職給付引当金
地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

・損失補償引当金
地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方式に従っています。

（５）リース取引の処理方法
ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。
（少額リース資産及び短期のリース取引は簡易的な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています。）

（６）資金収支計算書における資金の範囲
現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等額（３ヶ月以内の短期投資など）を資金の範囲としています。
このうち現金同等額は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受け払いも含んでいます。

（７）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税の会計処理
税込方式によっています。

２．重要な会計方針の変更等

（１）評価基準の変更
総務省「今後の地方公会計の推進に関する研究会」報告の「統一的な基準」で他団体との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格１円にしています。
平成２０年度より平成２５年度までに取得した資産についても同様の処理を行っています。

（２）表示方法の変更
総務省「今後の地方公会計の推進に関する研究会」報告の「統一的な基準」の表示方法に合わせるため、従前の財務書類より大幅な表示の変更を行っています。

３．重要な後発事象

（１）主要な業務の改廃
該当する事象はありません。

（２）組織・機構の大幅な変更
該当する事象はありません。

（３）地方財政制度の大幅な改正
該当する事象はありません。

（４）重大な災害等の発生
該当する事象はありません。

（５）その他重要な後発事象
該当する事象はありません。

４．偶発債務

（１）保証債務及び損失補償債務負担の状況

（単位；千円）

団体名	出資割合（%）	損失補償限度額	うち財政健全化法の将来負担比率の算定上将来負担額とした額
		－	
		－	
		－	
合計		－	

（２）係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

（単位：千円）

名称等（訴訟等）	金額	事件番号	概要
	－		
	－		
	－		
合計	－		

（３）その他主要な偶発債務
該当する事象はありません。

５．追加情報

（１）財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次の通りです。
一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
差異はありません。

③ 出納整理期間について
財務書類の作成基準日は、会計年度末（３月３１日）ですが、出納整理期間中の現金の受け払い等を終了した後の計数を以て会計年度末の計数としています。
（地方自治体法第２３５条の５「普通地方公共団体の出納は、翌年度の５月３１日をもって閉鎖する。」）

④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況は、次の通りです。

実質赤字比率	－ ％
連結実質赤字比率	－ ％
実質公債費比率	9.0 ％
将来負担比率	－ ％

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
－ 千円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費逓次繰越額	（一般会計）	－ 千円
繰越明許費	（一般会計）	－ 千円
事故繰越額	（一般会計）	－ 千円

⑧ 過年度修正などに関する事項
該当する事象はありません。

（2）貸借対照表に係る事項

① 基準モデルから統一的な基準モデルへ移行したことによる影響など
従前の財務書類を公開しておらず影響はありません。

② 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

土地	1,113,371	千円 内、売却可能	－ 千円
立木竹	2,166,424	千円 内、売却可能	－ 千円
建物	5,991,349	千円 内、売却可能	－ 千円
工作物	6,392,907	千円 内、売却可能	－ 千円
物品	95,526	千円 内、売却可能	－ 千円

上記の金額は、貸借対照表における簿価額を記載しています。

③ 減価償却累計額
間接法による表示なのでこでの記載は不要とします。

④　減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
該当する事象はありません。　－ 千円

⑤　基金借入金（繰替運用）の内容
〇〇基金の繰替運用の資金額　－ 千円

⑥　地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
健全化資料　4⑩表より　4,525,288 千円

⑦　将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

ア.	標準財政規模	2,927,438 千円
イ.	元利償還金・純元利償還金に係る基準財政需要額算入額	517,187 千円
ウ.	将来負担額	7,655,318 千円
エ.	充当可能金額	2,746,059 千円
オ.	特定財源見込額	125,308 千円
カ.	地方債現在高などに係る基準財政需要額算入見込額	5,089,851 千円

⑧　自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務
千円

⑨　管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法廷が公共物
該当する事象はありません。

⑩　道路、河川及び水路の敷地の評価額　－ 千円

⑪　PFI事業に係る資産
該当する事象はありません。

（3）行政コスト計算書に係る事項
該当する事象はありません。

（4）純資産変動計算書に係る事項

①　純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容
固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源が蓄積されたもので、原則として固定資産等の形態で保有されています。
余剰分（不足分）は、費消可能な資源が蓄積されたもので、原則として金銭の形態で保有されています。

（5）資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く。）	584,612 千円
投資活動収支（基金積立支出／取崩収入を除く）	△ 201,671 千円
基礎的財政収支	382,941 千円

② 既存の決算情報との関連性

（単位：千円）

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	－	－
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	－	－
資金収支計算書	－	－

地方自治法２３３条第１項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対して、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲しているが、一般会計等に含まれる特別会計はないので差異は発生しません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
主な内訳は、以下の通りです。

ア. 賞与等引当金繰入額	38,154 千円
イ. 退職手当引当金繰入額	765,323 千円
ウ. 減価償却費	802,921 千円
エ. 資産除売却損	8,681 千円
オ. 賞与等引当金繰戻額（前年度繰入額）	△ 36,246 千円
カ. 退職手当引当金繰戻額（前年度繰入額）	△ 741,246 千円

④ 一時借入金
該当する取引はありません。

⑤ 重要な非資金取引
該当する取引はありません。